

令和2年4月30日
総務部管財課
043-223-2088

県庁舎における来庁者の検温の実施について

千葉県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、県庁舎に来庁される皆様に対して、5月1日（金）から検温を実施します。

来庁者の皆様には、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

○実施期間

令和2年5月1日（金曜日）から当面の間

○実施場所

県庁舎（本庁舎、中庁舎、議会棟）の入口

なお、本庁舎通用口及び南庁舎入口については、非接触型体温計が追加で入手出来次第、実施する予定です。

○実施方法

- 1 入庁受付時に、一般の来庁者の皆様に検温を実施
※受付担当者が非接触型体温計により検温を行います。
- 2 37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則として、入庁をお断りさせていただきます。

○来庁者の皆様へのお願い

以下の症状をお感じの方は、県庁舎への来庁を控え、各部局等へのご用件は、電話、メール、郵送等による方法でご対応いただきますようお願いいたします。

- 1 37.5度以上の発熱がある。
- 2 倦怠感（だるさ）がある。
- 3 咳や喉の痛みなどの風邪症状がある。